

令和7年度Be. Okinawa Free Wi-Fi推進事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度Be. Okinawa Free Wi-Fi推進事業委託業務

2 業務の目的

沖縄県が推奨する「Be. Okinawa Free Wi-Fi」について、認知度及び利便性等の向上を図り、観光客の満足度向上に繋げることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

(1) Be. Okinawa Free Wi-Fiに関する周知・調査業務

Be. Okinawa Free Wi-Fiに関する周知活動とともに、同Wi-Fi利用者に対するアンケート調査の実施及び同Wi-Fiログデータの集計・分析を行うこと。

(2) OpenRoaming（オープンローミング）実証実験

世界的に普及が進んでいるワールドワイドでシームレスな接続プラットフォームである「OpenRoaming（オープンローミング）」について、沖縄県内での試験導入を行い、ニーズ把握（観光客・施設側）やその有用性に関する調査・分析を行うこと。

試験導入にあたっては、沖縄県及びBe. Okinawa Free Wi-Fi指定事業者と連携・協議の上で取組を進めること。

(3) リダイレクトサイトのUI/UX向上

(2)の導入にあたり、Be. Okinawa Free Wi-Fiリダイレクトサイトについて、UI/UX向上に係る改修作業を行うこと。

(4) Be. Okinawa Free Wi-Fi推進会議の設置・運営

今後の「Be. Okinawa Free Wi-Fi」の普及・拡大や同Wi-Fiのあり方等の検討・提言等を行うことを目的とした推進会議の設置・運営を行う。

同協議会は、8月頃の中間報告、1月頃の施策提言の年2回行うものとする。

なお、特段の事情により、年2回の開催が困難な際には、県と協議の上、開催回数を決定するものとする。

(5) 全般に関する業務

上記(1)(2)に関して次に掲げる業務を実施すること。

①実施計画書の作成

②業務完了報告書の作成

③経費支払いに関する業務及び証憑類の整理・保管

5 活動指標・成果指標

(1) 目標設定の考え方

Be. OkinawaFreeWi-Fi の認知度及び利便性等の向上を図り、観光客の満足度向上につなげるため、活動指標及び成果目標については以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

(2) 活動指標

下表のとおり指標を定め、活動状況を見極めることとする。

活動指標	目標値
Be. OkinawaFreeWi-Fi 協議会	年 2 回
アクセスポイント件数（累計）	500 件

(3) 成果指標

下表のとおり指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

成果指標	目標値
利用者アンケート満足度の割合	80%

6 業務進捗に関する事項

本業務の進捗状況を毎翌月10日までに県担当者あてメールにより報告すること。

本業務は、精算条項を設けた概算契約により委託契約としているため、業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当する委託料を減額する。

7 成果品及び著作権

(1) 成果品

本業務の活動報告等をまとめた報告書として、A 4 サイズ 1 枚程度にまとめた概要版（PDFファイル）及び詳細版（PDFファイル）の一式を電子データで納品すること。

本業務の調査や端末導入で得られた結果及び成果については、業務成果一覧表としてまとめ、その中で沖縄県が指定するものを電子データで納品すること。

(2) 著作権

当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

契約の主たる部分

- ①契約金額の50%を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

その他、簡易な業務

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計

9 その他の留意事項

本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。

本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。